

第3期船員保険データヘルス計画の骨子（案）及び 第4期特定健康診査等実施計画における目標値

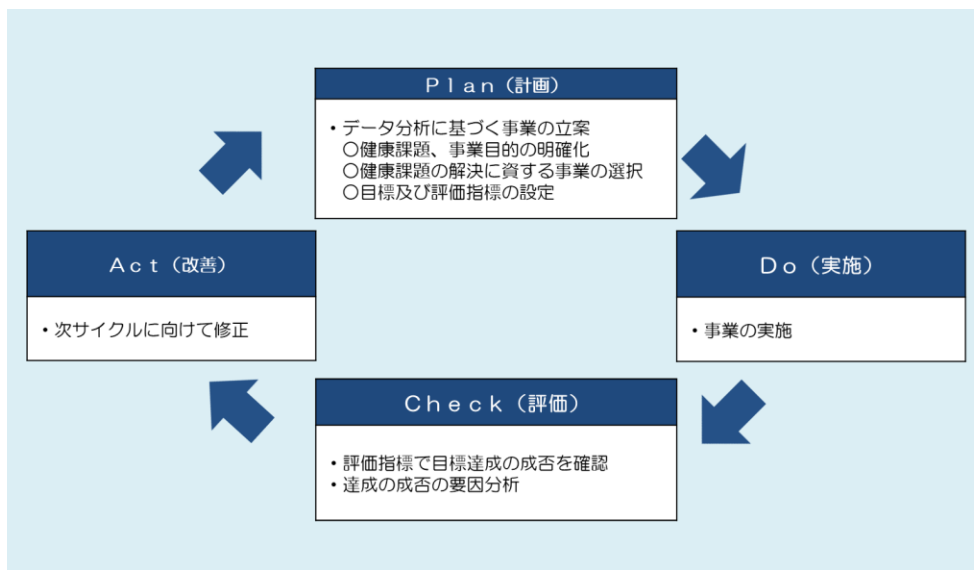
対象期間：2024（令和6）年4月1日～2030（令和12）年3月31日



全国健康保険協会
船員保険

データヘルス計画とは

- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合等に対して、健診・レセプトデータ等を活用した効果的かつ効率的な保健事業を実施するための「データヘルス計画」の作成と事業実施等を求められた。
- これにより、船員保険においてもデータヘルス計画を策定した上で保健事業の実施・評価を行っている。
 - ・第1期データヘルス計画：平成27年度～29年度（3年）
 - ・第2期データヘルス計画：平成30年度～令和5年度（6年）



日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)抄

「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申合せ)も踏まえ、次の3つの社会像の実現を目指す。

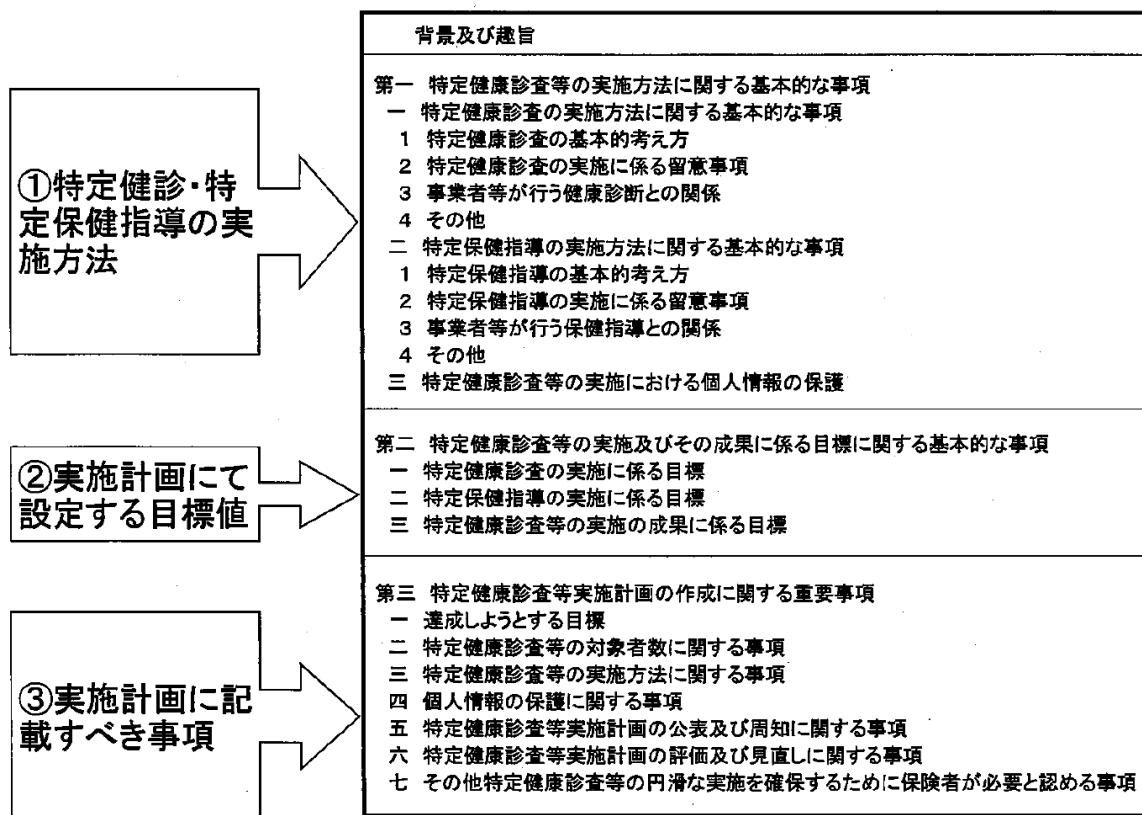
- ① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会
 - 予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり
- 健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申合せ)抄

- ① 医療機関主体による新サービスや、企業と医療機関の連携による新サービス
 - ア 保険者によるレセプトデータ等の分析・利用が全国展開されるように国による支援や指導を行うことを検討する。具体的には、①加入者の健康づくりや予防活動の促進が保険者の本来業務であることを周知、②医療費分析システム利用を促進するとともに、医療費分析に基づく事業に関して国が定める指針の内容を充実させる等により、保険者の取組を促進する。被用者保険に関しては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を今年度中に改訂し、平成26年度中には、全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータの分析、それに基づく事業計画「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める。

特定健康診査等実施計画とは

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等基本指針に即して、特定健康診査等実施計画を定めることとされている。
- 計画に記載する内容は、基本指針第三に掲げる項目である(下図)。
- 第1期及び第2期は5年を1期としていたが、医療費適正化計画が6年1期に改正されたことを踏まえ、第3期以降は実施計画も6年を1期として策定している。
- 実施計画は、保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法等を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、必要事項を簡潔・明瞭に整理して作成する。



第4期特定健康診査実施計画(2024年度以降)における変更点

<p>特定健康診査の見直し</p>	<p>(1) 基本的な健診の項目 血中脂質検査における中性脂肪において、やむを得ず空腹時以外で中性脂肪を測定する場合は、食直後を除き随時中性脂肪による血中脂質検査を可とした。</p> <p>(2) 標準的な質問票* 喫煙や飲酒に係る質問項目については、より正確にリスクを把握できるように詳細な選択肢へ修正した。 特定保健指導の受診歴を確認する質問項目に修正した。</p>
<p>特定保健指導の見直し</p>	<p>(1) 評価体系の見直し 特定保健指導の実績評価にアウトカム評価を導入し、主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容(食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他の生活習慣の改善)や腹囲1cm・体重1kg減をその他目標として設定した。 プロセス評価は、介入方法により個別支援(ICT含む)、グループ支援(ICT含む)、電話、電子メール等とし、時間に比例したポイント設定ではなく、介入1回ごとの評価とした。支援Aと支援Bの区別は廃止した。また、ICTを活用した場合も同水準の評価とした。 特定健康診査実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価することとした。 また、モデル実施は廃止とした。</p> <p>(2) 特定保健指導の初回面接の分割実施の条件緩和 特定保健指導の初回面接は、特定健康診査実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和することとした。</p> <p>(3) 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 特定健康診査実施後又は特定保健指導開始後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導の対象者として、分母に含めないことを可能とした。</p> <p>(4) 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬中の者に対する服薬状況の確認及び特定保健指導対象者からの除外 服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たって、確認する医薬品の種類、確認の手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外であっても、対象者本人への事実関係の再確認と同意の取得を行えることとした。</p> <p>(5) その他の運用の改善 看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長することとした。</p>

第3期船員保険データヘルス計画の骨子（案）について

基本方針

○第1期、第2期データヘルス計画に引き続き、船員保険加入者の健康課題となっている「メタボリックシンドロームリスク保有者の割合の減少」と「喫煙率の減少」を第3期船員保険データヘルス計画の目標とする。

○船員法施行規則等の改正により、船員の働き方改革と健康確保に向けた枠組みが整備され、船員の健康づくりに対する意識が高まっており、船舶所有者及び国をはじめとする関係機関との連携を一層強化して、健康づくりの取組を一体的に進める。

①船舶所有者等との連携

目標

- ・メタボリックシンドロームリスク保有率の減少
- ・喫煙率の減少

②健診事業等の推進

③健康づくりに関する情報提供及び啓発活動

①船舶所有者等との連携

振り返り

船員法施行規則等の改正及び施行により、“船員の健康づくり”に取り組む船舶所有者の意識は高まっているものの、大半の船舶所有者では体制構築がなされていない。船舶所有者の一定数は、事務負担を敬遠して「船員の健康づくり宣言」へのエントリーを躊躇しており、アプローチの方法について検討が必要である。

また、事務負担が低いコースにエントリーが集まる傾向があるため、実効的な取り組みが可能なコースにエントリーが集まる施策の検討も必要である。

当面の実施方針

国・関係団体等に働きかけて、船員の健康づくりに取り組む環境を醸成し、「船員の健康づくり宣言」への船舶所有者の参加を促す。

当面の施策

- 「船員の健康づくり宣言」への参加勧奨や取り組む上での阻害要因やご意見等を直にお聴きするため、船舶所有者訪問を積極的に実施する。
- 船舶所有者及び船員のニーズにあった支援メニューを検討し提供する。
- 生活習慣病予防健診受診及び特定保健指導利用について船舶所有者より働きかけていただくとともに、船員手帳健康証明書データ提供にご協力いただく。

②健診事業等の推進

○健診事業

振り返り

生活習慣病予防健診について、新型コロナウイルスの影響が大きい中、乳がん検診/子宮頸がん検診の無料化や、巡回健診の回数を増やす等、健診実施率の向上に努め、また、船員手帳の健康証明書収集について、船員がオンラインで提供できるしくみを構築し、提出しやすい環境整備を図った。

上記の取り組みの結果、被保険者の健診実施率は、右肩上がりに受診率が向上し、直近の事業年度が最も高い受診率となったが、その一方で健康証明書の提出率は、右肩下がりの傾向が強く、とくに令和4年度は、それまで船舶所有者にコピーの提出を求めていたものが、船舶所有者がコピーを提出するか、被保険者がオンラインで提出するか、選択肢に幅を持たせたことが、提出率低下の要因となっており、提出方法の検討を引き続き実施する必要がある。

また、健診実施率と健康証明書の収集率が真逆の傾向にあることは、健康証明書の提出者が生活習慣病予防健診に乗り換えただけであることも想定され、加入者単位の過去の健診受診状況等を分析しつつ、効果的な受診勧奨や提出勧奨を進めていく必要がある。

②健診事業等の推進

当面の実施方針

2029（令和11）年度末の目標実施率70%の達成に向け、

- ①健診受診機会の拡大 ②健康証明書提出環境の整備 ③効果的な受診勧奨を実施する。

当面の施策

①健診受診機会の拡大

- 次の健診機関等について、生活習慣病予防健診にかかる契約を推進する。
 - ・ 健康証明書の指定医が所属する実施機関
 - ・ 協会けんぽと生活習慣病予防健診にかかる契約を締結済みの実施機関
- 巡回健診について、水産庁や漁業組合等と連携し、加入者の利用しやすい環境において健診を実施する。
- 被扶養者の集団健診について、協会けんぽと連携し、支部主催の集団健診会場における船員保険被扶養者の健診を実施する。

②健康証明書提出環境の整備

- 船舶所有者が一年を通じオンラインで証明書を提出できる環境を構築する。

③効果的な受診勧奨

- 過去の受診状況やレセプトデータ等を分析し、より健診受診が期待できる勧奨案内を実施する。

②健診事業等の推進

○特定保健指導

振り返り

新型コロナウイルスの影響が大きかったことが、ICTツールの普及につながり、船員保険においても、スマートフォン等を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、ICTによる実施率を大きく伸ばすことができた。

一方で、対面型も含めた特定保健指導実施率は、上昇傾向にあるものの大きく伸びておらず、また、健康証明書の提出者が特定保健指導に該当する割合が多い一方、実施率が著しく低い傾向がある。

当面の実施方針

第4期特定健康診査等実施計画で新たに導入される仕組みの活用や船舶所有者へのアプローチを行う。

当面の施策

- ICTを活用した特定保健指導の利用をさらに促進する。
- アウトカム評価の導入を含む特定保健指導の利用結果について分析を行い、船舶所有者との面談に活用する。

③健康づくりに関する情報提供及び啓発活動

振り返り

船員の健康づくりに係る広報等を行っても、各種広報についての趣旨等をより一層ご理解いただき、取り組みを推進する役割の担当者がいない。船舶所有者内でその役割等を担う船員保険部と船舶所有者との橋渡し役の設置が必要である。

当面の実施方針

船舶所有者及び加入者の広報媒体の利用状況を踏まえつつ、効果的でわかりやすい情報提供・広報を実施する。また、実質的な理解促進及び推進に係る取組は、「船員健康づくりサポーター」の運用で後押しする。

当面の施策

- 「船員健康づくりサポーター」を通じ、船舶所有者及び加入者に対して、船員保険部で提供している船員健康づくり支援メニューの活用を推進する。
- 船舶所有者及び加入者の媒体利用状況の分析結果を活用し、利用者の属性に応じた情報提供、広報体制を構築する。
- 「船員の健康づくり宣言」に取り組むメリット、他船舶所有者の取組の好事例等を紹介する。
- 喫煙率が高い漁船の対策として、たばこの害に関する認知度を向上させる施策を検討のうえ実行する。

第4期特定健康診査等実施計画における目標値

健診目標値

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	生活習慣病予防健診	50%	51%	52%	53%	54%	55%
	船員手帳健診	20%	21%	23%	24%	25%	26%
	合計	70%	72%	75%	77%	79%	81%
被扶養者	生活習慣病予防健診＋特定健診	30%	31%	32%	33%	34%	35%
全体		56%	59%	62%	65%	68%	70%

特定保健指導目標値

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	16%	19%	22%	25%	28%	30%
被扶養者	25%	26%	27%	28%	29%	30%
全体	16%	19%	22%	25%	28%	30%